

平成28年度堺市歴史的風致維持向上協議会

1 日時

平成29年3月28日（火）10時30分～

2 場所 堺市博物館 博物館ホール

3 出席者

委員 増田委員、宗田委員、橋爪委員、田村委員、狭間委員

事務局 笠谷局長、島田局長、大丸部長、宮前室長、坂元部長、野田課長
前田室長

傍聴 1名

4 案件

- (1) 平成28年度堺市歴史的風致維持向上協議会収支決算見込み（案）について
- (2) 平成29年度堺市歴史的風致維持向上協議会収支予算（案）について
- (3) 平成28年度の取組み経過について
- (4) 進捗評価及び総括評価について
- (5) 平成29年度事業予定について

5 配布資料

資料1 平成28年度堺市歴史的風致維持向上協議会 収支決算見込み（案）

資料2 平成29年度堺市歴史的風致維持向上協議会 収支予算書（案）

資料3 平成28年度の取組みスケジュール

資料4 進行管理総括表（平成28年度事業）

資料5 重点区域における平成29年度事業予定について

参考資料1 重点区域における事業概要

参考資料2 重点区域における取組み事業スケジュール（H25～H34）

参考資料3 平成28年度進行管理・評価シート

堺市歴史的風致維持向上協議会規約

1. 開会

事務局（司会）

定刻となりましたので、ただいまより、平成28年度第1回堺市歴史的風致維持向上協議会を開催いたします。

私は本日の司会を務めます、文化財課の小林と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず初めに開会に先立ち、御出席いただいております委員の御紹介をさせていただきます。正面向かって右側前より、本協議会会長の大阪府立大学大学院教授、増田委員でございます。本協議会副会長の京都府立大学教授、宗田委員でございます。大阪府立大学教授、橋爪委員でございます。堺市副市長、田村委員でございます。堺市副市長、狭間委員でございます。

なお、神戸芸術工科大学大学院教授、小浦委員と、大阪府教育委員会文化財保護課長、星住委員は本日所用のため欠席されております。

本日、御出席いただいております委員は定足数に達しておりますので、御報告申し上げます。

本日の会議は「堺市歴史的風致維持向上協議会の傍聴に関する規定」に基づき、公開としております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ写真撮影、録音など行いますので御了承ください。また、携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモード設定をいただきますようお願いいたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。文化観光局長の笠谷でございます。建築都市局長の島田でございます。文化部長の大丸でございます。世界文化遺産推進室長の宮前でございます。都市計画部長の坂元でございます。文化財課長の野田でございます。都市景観室長の前田でございます。

次に、資料確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

委員名簿。配席図。資料1、収支決算見込み（案）。資料2、収支予算書（案）。資料3、平成28年度の取り組みスケジュール。資料4、進行管理総括表。資料5、重点区域における平成29年度事業予定について。参考資料1、2、3と添付しております。

なお、参考資料3は各事業の進捗等に関する評価シートとして国へ提出する様式となっております。この内容を資料4、進行管理総括表にまとめておりますので、本日はこちらで御説明申し上げます。

また、堺市歴史的風致維持向上協議会規約を添付しております。

以上、資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。増田会長、会議の進行をよろしく願いいたします。

増田会長

皆さん、おはようございます。

年1回の例会ですけれども、本年度も進めてまいりたいと思います。

議事ですけれども、1番から5番まででございます。適切に区切りながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事（1）（2）、予算関係と決算関係ですので、あわせて御報告をいただいて少し意見交換をしたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

事務局（野田）

それでは資料1、平成28年度堺市歴史的風致維持向上協議会収支決算見込書（案）をごらんください。
平成28年度の協議会開催に必要な予算といたしまして、謝礼金等25万4,000円を計上しており、協議会開催費用等といたしまして7万4,845円を決算見込みとしております。

また、資料2をごらんください。

平成29年度の予算（案）は平成28年度から若干減額しておりますが、2回の協議会に要する経費といたしまして22万2,000円を計上しております。

以上です。

増田会長

どうもありがとうございます。

資料1で28年度の収支決算見込み、資料2で29年度の収支予算書ですけれども、何かお気づきの点ございますか。よろしいですか。

そしたら、これについては御了承いただいたということで前に進めさせてもらいたいと思います。

それでは、議事（3）、平成28年度の取り組み経過について、議事（4）進捗評価及び総括評価について、議事（5）平成29年度の事業予定について、いずれも関連してしますので、少し長くなるかもしれませんが、一括御説明をいただいてから意見交換をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局（野田）

それでは、議事（3）平成28年度の取り組み経過について御説明申し上げます。

資料3をごらんください。

今年度の取組み経過ですが、昨年の5月17日、8月3日に担当者会議、8月16日には関係課長で構成いたします幹事会を開催し、平成28年度の取り組み状況や平成29年度の予算要求を踏まえた事業予定について情報共有・意見交換を行いました。

また、平成29年2月から3月にかけて、幹事会並びに副市長、関係部局長で構成いたします推進会議を開催し、平成28年度の進捗評価、3年間の総括評価の内容などを確認し、本日の協議会の開催に至っております。

本協議会の後、今年度の進行管理・評価シートにつきまして、昨年度と同様の流れで国へ提出し、堺市のホームページにて公表していきたいと考えております。

以上です。

事務局（前田）

引き続き、議事（4）事業進捗及び総括評価について御説明申し上げます。資料は4となります。

資料とあわせて前のスクリーンにて御説明いたします。

毎年度実施している進捗評価の評価項目として、①組織体制、②良好な景観を形成する施策、③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項、④文化財の保存活用に関する事項、⑤効果・影響等に関する報道の5つの項目があります。

次に、3年ごとに実施する総括評価の評価項目として、⑥方針の達成状況等、⑦代表的な事業の質の評価の2つの項目があります。

それではまず、今年度の進捗評価について御説明します。

なお、③の方針、①から④に基づく各事業については、時間の関係もあり、継続的な取り組みや総括評価と重複する内容などについては説明を割愛し、主な内容について御説明いたします。

資料をめくっていただき、資料4-1、1ページです。

①組織体制です。

先ほど議事(3)で御説明しました事業進捗に向けた今年度の取り組み経過を記載しています。スクリーン左が幹事会、右が推進会議の様子でございます。

次に、②重点区域における良好な景観を形成する施策についてです。

昨年1月から百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向け進めている景観形成の規制の見直しに関する取り組み状況を記載しています。

スクリーン上部左側に、屋外広告物の新たな制限に関する啓発チラシ、右側に屋外広告物適正化補助金制度の啓発チラシをお示ししております。

屋外広告物に関する制限の見直しについては、さまざまな機会を通じてこの2年余りで約2,700回の周知・啓発を実施しています。

補助金の活用による屋外広告物の適正化は2月末現在で2件となっておりますが、ほかにも、来年度の適正化に向けて、多くの店舗等と御相談させていただいているところです。

また、建築物の高さや色などの形態意匠を制限するために新たに設けまし、景観地区における認定申請についても40件以上を数え、百舌鳥古墳群周辺の建築計画等について協議を重ね、町並みに調和した建物へと誘導を図っているところでございます。

次に、③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項についてです。資料4-2、2ページとなります。

今年度の各課の事業について、4つの方針に基づく4つの取り組み項目ごとに整理しています。

1つ目の取り組み項目(1)歴史的風致を形成している建造物の整備と管理について、百舌鳥古墳群整備事業を御説明します。

平成28年度には、寺山南山古墳の形状確認のため発掘調査を実施し、現地説明会には500人もの方々にお越しいただきました。

また、御廟表塚古墳の公有地化を行い、恒久的な保護とさらなる利活用を図っております。

さらに、史跡百舌鳥古墳群整備基本計画の平成29年度策定に向け、百舌鳥古墳群保存整備委員会にて審議を行いました。

次に、歴史的建造物保存修理事業についてです。

鉄砲鍛冶屋敷の保存に向けて所有者と継続的に協議し、平成29年度の整備に向けて協議を進めたほか、歴史資料の調査も実施してきたところです。

続きまして、2つ目の取り組み項目(2)歴史と伝統を反映した人々の活動の支援に関する取り組みです。

資料では、同じく2ページの下段となりますが、市民と協働した古墳の保存管理に向けた取り組みに

ついてです。

さまざまなシンポジウムの開催のほか、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する堺市民の会との連携の中、左上の写真のとおり世界遺産登録を応援する堺市民の集いを開催していただきました。また、南海鉄道株式会社との合同開催により、百舌鳥古墳群夏休み子どもウォークや百舌鳥古墳群ウォークなどを開催、さらには、仁徳陵まもり隊主催の仁徳天皇陵古墳周辺の清掃活動とも連携するなど、公民協働によるさまざまな機会を通じて機運情勢に取り組んでまいりました。

次に、(3) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上に関する取り組みについて、3つの取り組みを順次御説明いたします。

資料は4ページ中段以下となります。スクリーンをごらんください。

1つ目でございますが、視点場の整備に関する調査検討を行い、スクリーン真ん中あたりに履中天皇陵古墳がありますが、その北側において用地を取得し、視点場整備を進めてまいりました。こちらが、竣工目前の視点場整備の様子でございます。

次に2つ目、百舌鳥古墳群水質改善事業についてです。

これまで行ってきた、仁徳、反正、履中の百舌鳥三陵などにおける検討結果を踏まえ、仁徳天皇陵古墳における水質改善の目標値を設定の上、実現に向けたシミュレーションを実施。その結果を受け、工業用水の導水に向けて各関係機関と協議を行っております。

このように、水質改善の目標設定、並びにそのための手法検討が一定終了し、本計画における事業目標は達成したことから、本計画としては実施済みとなりますが、今後も引き続き宮内庁を初めとする関係機関との実施に向けた調整などを進めていくこととしております。

次に、まちなみ再生事業です。資料は5ページでございます。

今年度も、継続的にさまざまな取り組みを通じて、地域住民の機運醸成を図るなど、地元協議会と協働で取り組んでまいりました。

町屋の修景事業については、今年度4件の工事を実施しており、そのうち1件を施工例として前のスクリーンでお示しております。施工前と施工後の写真です。詳しくは、3年間の取り組みとして、この後の総括評価の中で御説明いたします。

次に、4つ目の取り組み項目(4) その他の歴史的風致維持向上に寄与する取り組みです。資料は8ページとなります。

史跡・重要文化財等公開事業についてです。

春・秋において文化財特別公開を実施しており、春は妙國寺、南宗寺、本成寺など、9カ所を中心に実施し、来場者数約1万9,000人、秋は妙國寺、南宗寺、長泉寺、鉄砲鍛冶屋敷など、13カ所を中心に来場者数約4万5,000人の方々にお越しいただきました。今年の春も4月1日から行われます。お手元にパンフレットを御用意しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項について、各事業が計画どおり着実に進捗していることを御説明させていただきました。

ここで説明者を交代させていただきます。

事務局（海邊）

次に、④文化財の保存活用に関する事項です。資料は9ページをごらんください。

これまでの報告事項と重複している部分は説明を割愛させていただきます。

1、文化財調査、指定、保存管理（活用）計画についてです。

先般、文化財保護審議会を開催し、高倉寺金堂ほか、放鳥銃限定記碑、孫太夫山古墳前方部及び周濠の3件を堺市指定文化財に指定いたしました。これによって堺市指定文化財は合計44件となっております。

次に、3、文化財の防災についてです。

例年と同様に文化財防火デーにあわせ、指定文化財24カ所で、所轄消防署、関西電力、大阪ガスと合同で査察を行い、消防設備等の点検を行っております。また、桜井神社等では消防訓練も実施しました。

次に、⑤効果・影響等に関する報道です。お手元の資料は10ページをごらんください。

新聞やテレビなどの主な報道事例について、一覧表で整理しております。

左側に番号を振っておりますが、8番の神輿渡御祭や33番のふとん太鼓・月見祭といった伝統行事、13番の堺環濠都市遺跡や24番以降の百舌鳥古墳群といった歴史資源のほか、伝統産業の刃物も多く取り上げられております。9番の一志相伝では包丁鍛冶職人の親子が、14番では刃物職人を目指しているフランス人男性が取り上げられるなど、後継者育成という点でも今まで以上に扱われました。

また、表の一番下、39の新日本風土記では、約1時間にわたって堺を取り上げ、百舌鳥古墳群や環濠、茶の湯、刃物、町家、やっさいほっさいなどの歴史資源、伝統文化、伝統産業、伝統行事と、これらを支える人々の思いや活動が紹介されました。まさに、この歴史的風致維持向上計画の趣旨を反映している番組だったと感じております。

以上が平成28年度の進捗評価の説明となります

続きまして、総括評価についてです。スクリーンをごらんください。

総括評価は、計画に位置づけた方針の達成及び課題の改善の着実な進展を図ることを目的とし、認定後から3年度ごとの計画期間の最終年度に行うもので、⑥方針の達成状況等、⑦代表的な事業の質の評価の2項目について自己評価等を実施するものです。

総括評価の1つ目の項目⑥方針の達成状況等についてです。

毎年度行う進捗評価の結果を踏まえ、計画に記載された4つの方針ごとに達成状況や課題の改善状況などを自己評価するものです。

まず、方針（1）古墳時代を初め各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用についてです。

資料は11ページをごらんください。

対応する進捗評価項目として、この方針に百舌鳥古墳群整備事業、重要文化財高林家住宅保存修理事業及び歴史的建造物保存修理事業の3つの事業を位置づけ、取り組んでまいりました。

自己評価の内容といたしましては、計画的かつ着実に百舌鳥古墳群を残していくために、国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画を策定し、現在、発掘調査を行いながら適切に保存・管理を進めております。また、発掘調査にあわせて市民向けの現地説明会を開催したことにより、保存・管理に必要となる市民理解が深まりました。

また、重要文化財高林家住宅や鉄砲鍛冶屋敷の保存修理の方法については所有者と協議を行い、歴史

的建造物の保存・活用に向けた取り組みを着実に進めております。そういったことから、想定どおり効果が発現していると評価しております。

次に、方針（２）もののはじまり何でも堺に象徴される伝統の継承と振興についてです。

堺市伝統産業後継者育成事業補助事業や堺市ものづくりマイスター制度、市民と協働した古墳の保存管理の取り組みなど、６つの事業で取り組みを進めてまいりました。

自己評価といたしましては、シンポジウムやイベントなどを通じて、多くの方々に古墳の魅力や価値、重要性に関する意識啓発を実施したほか、世界遺産登録を応援する堺市民の会では着実に会員数が増加するなど、市民理解が深まってきております。

また、伝統産業については販路開拓や後継者育成などに向けてさまざまな形で支援を行い、刃物や線香を中心に報道でも多く取り上げられてまいりました。さらに、伝統産業会館の入場者数も増加していることから、歴史と伝統を反映した人々の活動支援の取り組みの効果もあらわれてきております。以上のことから、想定どおり効果が発現していると評価しています。

次に、方針（３）古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出についてです。

資料は12ページをごらんください。

都市計画・景観計画、屋外広告物法に基づく施策のほか、視点場の整備に関する調査検討や紀州街道の沿道の景観づくりなど、８つの施策・事業で取り組みを進めております。

評価の内容ですが、百舌鳥古墳群周辺区域については、景観形成に向けた新たな制限の周知はもとより、建築物の景観地区認定申請に係る協議を重ねてきたことにより、事業者・設計者の景観形成に係る意識が高まってきております。このほか、視点場の整備に関する調査検討に加え、整備も行っており、来訪者が古墳あるいは古墳の持つスケールの大きさや存在感を体験できる空間をつくり出すなど、周遊に関する取り組みを行っております。

堺環濠都市区域につきましては、阪堺線の停留場や植栽帯、街道に隣接する公園を整備するとともに、特に堺環濠都市北部地区では、町なみ再生協議会が中心となった歴史的な町並み再生に関する意識啓発や町家の修景が進んでおります。これらの取り組みにより、神輿渡御祭の舞台である紀州街道を中心に景観形成が図られつつあるということから、今後発現が予測されると評価しております。

次に、方針（４）歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有についてです。

史跡・重要文化財等公開事業や学校教育の場による茶の湯体験など、９つの事業で取り組みを進めております。

評価の内容ですが、さまざまな媒体や機会を通じて情報発信を行い、多くの方々に堺固有の歴史文化である百舌鳥古墳群を知っていただくことができました。特に百舌鳥古墳群シアターでは、高精細のコンピューターグラフィックスを使ったバーチャルリアリティにより、世界最大級の墳墓・仁徳天皇陵古墳を初めとする百舌鳥古墳群の雄大さを体感できるようになりました。

また、環濠都市区域におきましては、文化観光拠点さかい利品の社が整備され、多くの人々が堺の歴史文化茶の湯を学び、体験できるようになり、市内の小・中学校からの利用者もふえ、次代を担う子供たちにとっても理解や関心を深める１つのきっかけとなっております。

さらに、コミュニティサイクルポートの整備や自転車通行環境整備を進めることにより、来訪者が気軽に回遊できるようになっているほか、春・秋の文化財特別公開を継続的に実施することにより、着実

に堺の歴史文化に関心を持つ方がふえつつあることから、想定どおり効果が発現していると評価しております。

事務局（室谷）

次に、総括評価の2項目め、⑦代表的な事業の質の評価について御説明いたします。スクリーンをごらんください。

代表的な事業の質の評価では、この3年間、計画に基づき実施されました代表的な事業につきまして、適切なプロセスを経て事業が実施されたのか、計画の趣旨・歴史性等の観点から適切に実施されたのかなど、その事業の質について自己評価を行い、外部有識者にも評価をいただくこととなっております。

代表的な事業は、スクリーン中段（1）から（4）にお示しします4つの事業としております。

なお、外部有識者には、歴史的風致維持向上計画の調査研究などをされております、大阪大学の松本邦彦先生をお願いしております。

それでは、まず1つ目の代表的な事業として、まちなみ再生事業につきまして御説明いたします。

資料は13ページでございます。

まちなみ再生事業は、地元住民で構成する堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会と連携・協働しまして、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

自己評価としましては、平成25年度より勉強会やワークショップ等を重ね、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会が設立以降、協議会とともに町家や町並みの特徴などを整理しまして、町並み再生ルールとなるまちなみガイドラインを作成しております。

さらには、協議会ニュースなどを通じまして、着実に地域住民の理解も深まり、町歩きや講演会などに継続的に参加する住民もふえつつあります。

また、まちなみ修景補助制度を創設・活用しまして、看板建築が本来の町家の姿を取り戻すなど、目に見える形で町家が再生したことにより補助制度についての問い合わせもふえつつあり、町家などの歴史的建造物の保全並びに神輿渡御祭の折に大行列が通る紀州街道の沿道などを中心とした景観形成が着実に進捗していると評価しております。

外部評価を御紹介します。

毎年度修景事業が実施され、総実施件数が着実に増加しており、単体の建造物保存にとどまらず、重点区域の歴史的環境の面的保全にも寄与するものとなっていることが評価できる。さらに、実施に当たっては、地域にお住まいの方や所有者の方との丁寧な協議、勉強会などを実施していることも評価できる。今後は、修景及び面的な景観形成の実績、また歴史的風致の観点からは、これらの歴史的建造物と人々との活動の関係の地域内外への発信も期待したいという評価、御意見をいただきました。

また、今後の対応方針としましては、今後も町なみ再生協議会と連携・協力しまして、面的な景観形成も意識しながら、地域の方々への啓発を継続的に実施するとともに、町家修景の促進を図りたいと。さらに、これらの取り組みにつきまして、地域内外への理解が深まるよう、情報発信に努めるとしてございます。

2つ目の代表的な取り組みとしまして、文化観光拠点整備事業を上げております。

資料は14ページでございます。

堺の特色ある文化を振興するため、千利休などをテーマとする文化施設及び堺観光の玄関口としての観光案内施設を整備いたしました。

また、千利休展示室の整備にあわせまして、千利休が大成した茶の湯を実際に体験できる茶席空間を整備しまして、茶の湯に気軽に、また本格的にふれることができるおもてなしの場を創出しております。

自己評価としましては、利晶の社の整備により、文化観光拠点として多くの人々が来訪し、堺市の歴史・文化資源のPRに寄与した。また、茶の湯等といった地域固有の歴史・文化資源について来訪者が触れて、感じて、共感してもらえる機会を創出し、さらなる魅力発信につながっていることなど、その波及効果は大きいと評価しております。

外部評価です。

これまで、茶の湯に見る歴史的風致に関連する歴史的資源や伝統的活動に関する情報を集約して展示する場所がなく、市内外に向けてその価値や魅力の発信が十分にできていなかったが、整備により、これらの課題が解決されたといえる。重点区域、環濠都市区域の中心に位置する立地を踏まえると、区域内に点在する茶の湯以外の歴史的風致に関連する資産の紹介や、マップや冊子等によるアクセス方法やモデルルートの掲示なども検討されたいという評価、御意見をいただいております。

また、今後の対応方針としましては、利晶の社の整備により、本市の文化観光拠点として、市内外を問わず多くの人々が来訪する場となっており、それらの人々へ歴史的風致の紹介とともに、アクセス方法等を記す冊子などの作成を行うことで、さらなる本市の歴史文化の魅力発信に努めるとしております。

事務局（増田）

3つ目の取り組み、神輿渡御祭に関する取り組みとしまして、ザビエル公園再整備事業、阪堺線停留場美装化事業、紀州街道沿道の景観づくりを上げております。

資料は15ページとなります。

ザビエル公園の緑化の改善や新たにデザイン性に配慮した阪堺線宿院停留場の整備、紀州街道沿道の植栽帯の改善により沿道の景観形成が着実に図られたほか、ザビエル公園においては神輿渡御祭への関心を高めるために住吉祭礼図屏風のオブジェを設置、さらには試掘調査で確認された中世の海岸線を園内通路で表現、さらに宿院停留場においては歴史的風致維持向上計画においても紹介されている大浜潮湯のデザインを取り入れるなど、それぞれの事業において工夫を凝らしながら進めてきたと評価しております。

外部評価です。

各事業は重点区域の特徴をあらわすシンボリック要素を対象とし、景観形成及び歴史的風致に関する情報発信に寄与するものとして高く評価できる。さらに紀州街道は重点区域、環濠都市区域の背骨となる重要な軸線であることから、沿道におけるこれらの一連の整備は区域全体への波及も期待できると評価をいただきました。

また、今後の対応方針としまして、これらの取り組みにより、紀州街道沿道における市街地環境の整備も進む中、今後はこれら施設の適切な維持管理に努めるとともに、歴史文化資源である町家歴史館山口家住宅などの既存ストックや、コミュニティサイクルの活用など、ほかの事業とも連携し、区域全体への波及効果を図るとしております。

次に4つ目、百舌鳥古墳群整備事業を上げております。

資料は16ページとなります。

自己評価でございますが、百舌鳥古墳群整備事業においては保存管理計画を策定した上で、古墳の発掘調査等を実施し、整備及び修景等を進めました。

収塚古墳では、発掘調査により古墳の平面形を確認し、その成果に基づき前方部や周濠を明示した公園整備を実施し、古墳周辺の環境改善を行いました。今後も寺山南山古墳等において、調査成果に基づいた整備を推進していく予定でございます。

これらの取り組みによりまして、百舌鳥古墳群において古墳整備や周辺の修景を進め、周遊のための良好な環境を育むとともに、貴重な歴史文化資源に対する市民等の意識醸成を図るなど、百舌鳥古墳群の周遊に見る歴史的風致の維持・向上に資する取り組みを進めていると評価しております。

外部評価です。

整備基本計画及び保存管理計画を定め、古墳の保存活用については歴史的風致の維持向上につながる体制を構築していること、また着実に発掘調査や整備を進めていることは評価できる。情報発信の点でも各種取り組みが実施され評価されているものではあるが、古墳そのものの価値だけではなく、歴史的風致の観点から古墳群の周遊などの人々の活動とのかかわりを発信することも今後、検討されたいと評価、御意見をいただきました。

今後の対応方針としましては、百舌鳥古墳群の調査研究を継続し、それらの成果を踏まえた整備・復元等を行う。合わせて古墳になじみが少ない方でも来訪しやすい周遊方法等を検討し、古墳群の新たな魅力や価値を体感できるように提案していくとしております。

スクリーンでの御説明は以上となります。

最後に、議事（5）平成29年度の事業予定について御説明申し上げます。

お手元の資料5をごらんください。

重点区域における平成29年度の事業予定でございます。

おおむね各事業について、例年どおり継続的な実施が予定されております。

来年度に少し動きのある取り組みについてだけ御説明いたします。

まず、左側、環濠都市区域の取り組みについてでございます。歴史的建造物保存修理事業におきましては、鉄砲鍛冶屋敷の保存と整備に向けた取り組みを本格的に始動することとしております。

まちなみ再生事業につきましては、町家の修景をさらに促進し、今年度以上に実績を積み重ねるよう取り組んでいく予定でございます。

また、百舌鳥古墳群及び周辺区域での取り組みでございます。右側欄をごらんください。

百舌鳥古墳群整備事業において、史跡百舌鳥古墳群乳岡古墳の公有地化に向けて取り組むことや、重要文化財高林家住宅保存修理事業についても本格的に修理に着手する予定となっております。

このほか、下段になりますが、良好な景観形成に関する取り組みに対しまして、堺市屋外広告物適正化促進事業補助金のさらなる活用により、百舌鳥古墳群周辺地域における既存不適格広告物の早期適正化を図ってまいります。

さらに、百舌鳥古墳群周辺地域における色彩を含めた屋外広告物のデザイン検討等を行い、質の高い広告物の掲出に関する意識啓発のための資料や、景観の個々の要素となる建築物の形態意匠等、景観地

区での認定申請に係る事項についても啓発リーフレットを作成・配布することなどにより、周知啓発を重ねながら良好な景観誘導を図っていきます。

以上で議事（３）（４）（５）、全て説明を終わらせていただきます。

増田会長

どうもありがとうございました。少し長大な資料を簡潔に御説明いただきましてありがとうございました。

これから30分程度をめどに意見交換をしていきたいと思えます。少し皆さん方に意見を考えていただいている間に、今日御欠席の小浦先生と星住委員から御意見が出ていると聞いておりますので、御紹介いただければと思えます。

事務局（司会）

それでは、小浦委員からいただいている御意見を御紹介いたします。

歴史的風致維持向上計画的な視点で見ると、人々の活動に関する評価についてももっと前面に出てくるようになればよいと思うという御意見と、あわせて、本計画を進めていく上で、観光面への波及効果なども視野に進める面もあるとは思いますが、歴史文化資源と、それを支える人々の活動を将来へ継承するという本質を見失わないようにすることが重要であるという御意見をいただいております。

また、星住委員からは、効果・影響等に関する報道でも取り上げられているが、とりわけ平成28年12月、大阪府立堺工科高校の生徒・教職員が作成した線香を使った世界最大のモザイク画、前方後円墳ですが、ギネス世界記録に認定されたことは、伝統ある堺線香の世界的なPRにつながったといえるのではないかといた御意見をいただいております。

それでは、引き続きまして増田会長よろしくお願いたします。

増田会長

どうもありがとうございました。

お二人から今、御紹介いただいたような意見をいただいておりますが、どこからでも結構です、何かお気づきの点ございましたら。

宗田先生、どうぞ。

宗田委員

屋外広告物の適正化補助金の申請が2件だったという点について伺います。そもそも条例を改正して屋外広告物を規制するようになったわけですが、屋外広告物の許可というのはたしか6年か何かで、6年か7年たつと、今ある既存不適格のものが全て更新できなくなるわけですね。つまり既存不適格は、屋外広告物法の理解が正しければ、どんどん更新されるべきもので、許可が継続できないものはどんどんなくなっていくはずですね。だから何年でなくなって、何年で適正化されて、幾らぐらいの補助金を出して、どのぐらいの効果が出るかということを見ていかないと、せっかく歴史まちづくりをやっても既存不適格の看板がいつまでも残っていてもしょうがないわけであって、何か適正化の基準値が要る

と思います。

京都でもさんざん経験したんですが、最後の年になるとどどっと出てきて、そのときになって既存不適格広告物を撤去することができない高齢化した経営者がいっぱい町の中に残っているわけじゃないですか。その方は年金があるので何とかお店は続けているけれども、実はもう看板を出したりとか引っこめたりするような力は全くない状態で、自動販売機4台並んでるので一応お店だという所もあるわけですが、そういう経験からすると、かなり積極的に管理していかないと、補助金を待っているという状況があって、御高齢の零細店舗の経営者の方たちが、30年も40年も前に掲出した看板が問題になっていて、今、高齢化して御自身の力では撤去できなくなっているという高齢者社会独特の問題があるわけです。それを見越して補助金をつけているわけで、あるいは制度融資をしようとしているわけだから、その実態を見ないと、昭和の発想で、広告物を出すのは立派な企業だからそこに出してあげればという問題ではなくて、今、全国的に空き家が非常に問題になって、建築基準法を改正してでも空き家を自治体で除去するよと言っているのと同じように、空き家のような広告物というのが既存不適格広告物になっていることだと思いますので、そこはぜひ御検討いただかないと、せっかく制度をつくった意味がないだろうと思います。

それから、街なみ環境整備事業、社会資本整備事業を使って町並みの整備をしているということと、あとガイドラインをつくっているということがあったんですが、ガイドラインと、ここで言っている修景事業の関係というのはどうなのかというところが気になるところで、そもそも歴史的な町並み再生と言って、それが社会資本交付金を使っておやりになっているのは結構なことですが。では、この町家が本来どういう平面形式を持っていて、どういう土地形状、つまり土地の上で乗ってたかということを確認した上で、店の間であったりとか、通り庭の関係がどうなってるかということを確認していかないと、とりあえず町家らしく見えたもの、あるいは看板建築で一皮めくれば町家らしくなるものに、邪魔な室外機に格子をつけたぐらいで終わってしまうと、それが本当に街なみ整備と言えるものなのか。それを、そもそも文化財保護課がかかわってやるべきことなのかとか、それが本当に環濠集落の歴史を尊重する歴史まちづくりなのかということにもかかわってくるので、ガイドラインはおつくりになっているので、その辺は大丈夫ではないかとは思いますが。

最後に小浦先生もおっしゃっていましたが、町家を将来どう受け継いでどう活用していくのかということもありますので、昔からお住まいの方がそのまま町家を継承できるという時代ではなくなっていますし、全国の重伝建地区でも空き家が3割という時代ですので、何らかの別の活用方法を模索していかないと、保存しろということが空き家をつくっていくことにつながってしまうという状況になりますので、その辺何かもう一步踏み込んだ取り組みをしないと、町家を生かしたまちづくりにならないと思います。その辺御検討いただければと思います。

増田会長

はい、どうぞ。

田村委員

宗田先生の1つ目のお話の、まず看板というか、違法看板というか、本当に御努力されて、京都の町

に行つてびっくりいたしました、今お話を聞いて、高齢化という問題があるんやというのは僕も全然知りませんでした、言われてみたらそのとおりですが。御商売やられている方が高齢化して、あれはたしか7年目ぐらいで、すかつたになりましたね。あれはもうしゃあないなと言って外されたとか、そういうことなんですか。あんだけすかつたといった、高齢化が絡んで、もうちょっとそのあたりを教えていただけると。

宗田委員

いやいや、ぜひこれは門川市長に聞いてもらおうといいですが、新聞が書きたてましたが、最後の年ですね、7年前行つたときに確か2万件とか残つてたんですよ。とにかくリストアップを図つてその所有者を全部特定して、制度融資に持つて行けるものは持つて行つたし、どうしても300件か400件ぐらい残つたんですよ、どうしようもないというものが。それを辛抱強く説得し、結局は御親戚の方に出していただくとか、いろいろなことでしたみたいですね。最後は、何件かは民生委員の方に御協力いただいたり、御高齢の方は。そして御親戚とか息子さんとかを、東京にいる息子さんに来ていただいてとかまでやつたみたいですね。私もそこまで詳しく調べてないので申しわけないですけど。

増田会長

やっぱり看板というのは物すごく即効性があるんですよ。建物の改修というのはなかなか進んでいかないですが、看板は即効性がある、だから本当にリストアップをされて、待ちの姿勢では進まなくて、基本的には既存不適格は一体どこに分布してて、それに対して年間どれぐらいの目標値を設定して補助事業の中で改修していくかみたいな戦略的展開がないと、補助事業つくりました、はい、どうですかではなかなか進んでいかないという御指摘だと思います。

多分町家の再生もそうで、どれだけのポテンシャルを持っている町家がどれぐらいあって、それをどれだけ営業して、どんなふうに補助金を展開していくかみたいな戦略論がないと、全て事業をつくりました、はい、皆さん方の自由意思の中で展開していただくには、なかなか進まない、目に見えて効果が見えてこないということやと思います。

事務局（室谷）

まず屋外広告物につきまして、堺市ではまず許可期間というのは3年間としてございます。それで3年間の許可の中で1回目の更新は可能ですよという中から、最大で言いますと6年間まではまず掲出できると、その中で新しい制限に合うようにしていただくと。ただ、やはりかなり大きなものとか、経済的な面とかもございまして、どうしてもやむを得ない事由というのが、いたし方ないという部分につきましては少し猶予できるような部分も残してはございます。

基本的には6年間の間にしていただくという中で、新しい制限をかけまして、それはちょっと歴まち計画と少しそれるところもあるかと思いますが、百舌鳥につきましては世界遺産を視野に屋外広告物の制限というのも、大阪府、羽曳野、藤井寺と連携しまして制限を決めております。決めた制限の中で既存不適格が調査の中で、幹線沿道で約100件ぐらいということで調査をしております。その中で今年度、適正化補助金使いまして2件ということではございますが、今の時点で、来年度に向けて前向きにお話

いただいている店舗等が30件ぐらいございますので、その中でしっかり御相談させていただきながら進めていきたいと。

それに加えて、制限で新しくかえるときも、やはり周辺の景観に調和したものにしていただけるように、今回はその点でデザインというのも次にかえるときに大事になるということで、そういったデザイン検討をしながら、そういうことを誘導できるようなリーフレットも来年度つくっていきたいと考えてございます。

まちなみ再生事業につきましては、まずガイドライン等、修景補助制度の関係で言いますと、当然ながらガイドラインに即した修景をしていただくということに関して補助金を出させていただくということでございます。その内容につきましては協議会さんと連携、協力しながら作り上げてきたものです。

その中で、まだまだやはり細かいところまでの調査が行き届いていないところももしかしたらあるかと思うんですが、そういった部分を協議会さんのこともいろいろもっとしっかりやっていきたいねというお話も聞いておりますし、修景していくに当たっては、やはり今、町家の中でアルミとかを使われて、部分的に入れられるところも多いですが、我々としては、やはり協議会さんとの話し合いながら、できる限りそういったところにも昔の町並みを再生していく上で、そういう素材とかにもこだわりながら、できる限り進めていただけるように補助金制度を使っていただく方ともお話を進めているということでございます。

あと1つ、さっきの屋外広告物適正化補助金の目途につきましては、基本的にはそういったこともございますが、補助金制度自身が平成28年度、29年度、30年度の3カ年の制度としております。これはやはり、できる限り早期に適正化するために、この3年間を勝負の年としてやっていくということで、そういう制度の運用としてございます。

以上です。

増田会長

よろしいでしょうか。

宗田委員

広告物に関しては狭い範囲に限らず、世界遺産に関連して古墳周辺だろうと思いますが、この歴まち計画が風致維持向上計画そのものに係ってくることだけれど、堺全体が美しくなるとないと歴史都市堺のまちづくりにはならないので、利晶の杜の周辺ですとか、環濠集落とかいろいろあまねくあるわけで、その大きな展望のもとに広告物の適正化という流れは今後、発展してくるべきだと思うんで、その100件とか限らなくてもいいですね。

町家に関していいますと、アルミサッシだめだよ、木を使ってねという気持はよくわかるんだけど、木製建具は必ずしもまいデザインのものに入るとは限らないんですよ。建具屋が木製で家具を使らなくなって何十年もたってるんで、木製の家具を入れるととんでもない、当然、人が住んでますから、ガラス戸にしたりとか、それをペアガラスにしたりとか、いろいろなことを考えながら何とか建具を入れようとするんだけど、その造作が必ずしもいいとは限らないし、かといって明治時代に戻すかと言われてもそういうこともできないことなので、大分町家の再生うまくなってきましたが、木を使えば

いいってもんではなくて、変にみっともないものもいいということもあるので、その辺はデザインとのかかわりも非常に重要だと思います。

増田会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

橋爪委員

屋外広告物に関してはがらっと変えるときに、京都市などは専従の人がついて、本当にマンパワーが必要なので、そこは堺市としても考えていただかないと。ほかの業務とかで片手間でやったのではなくて、本当に何人も屋外広告物に関する担当者をつけて、そればかりするチームがつけられたというのは聞きました。

田村委員

何人ぐらいつけられたんですか。

橋爪委員

四、五十人はいましたね、一番多い……。

狭間委員

50人もいたんですか。

事務局（室谷）

100人、最大で100人を超えられた時も。110人まで。

橋爪委員

市域全体を全部見て回るので、この人数が必要であると。それはまず申し上げたいと。

それと、この間古都法の50年のフォーラムとかで、京都市の門川市長のプレゼンのときにも、四条通の看板がきれいになったという後の写真は京都市は持っているが、いかにビフォーアフターの、ビフォーが、問題のある時の写真は一切なくて、民間からお借りして、それと同じアングルで後で撮らざるを得なかった、市長のプレゼン。要は全ての計画において、現状、課題があろうとやるから、それがどういう状況かのビジュアル、画像はうまくきっちり撮られておいて、こう改善されましたというふうに後で示せば、こういう評価がふえてくると思います。

奈良の歴まちの私は委員長ですが、文化財的なものは改修しても結局、写真ほぼ一緒なんですね。ただ、修景の場合はかなりがらっと変わるので、さっき写真がありました。課題のここを変えようというところのビフォーの写真ですね、きっちり押さえとかないと評価しにくいし、よくなったと理解してくれるし。そこはよろしくお願いします。

まず、全般の自己評価に対する評価への我々のこの場での大きな役割として、おおむね当初計画方針

に対して実行されてきたということで、おおむねこの評価でよかろうと、まず本当に申し上げたい。

ただ1点、資料4の11ページ、下の2番のところ、課題が書かれて、要は方針・課題があって、いかにその施策を打って達成したかが、そこに対して評価をするんですよ。1つだけ抜けているのは、一番下の伝統行事や祭礼の歴史的意義・大切さに対する認識の希薄化により、次世代の担い手が不足という部分に対して、右の欄では余り対応しているようには読めなくて、伝統産業に関しては書かれてますが、課題とされている祭礼の担い手不足だということに対して、どのような施策があって、どういう評価をしているのかというところを確認させていただきたい。

増田会長

いかがでしょうか。

事務局（小林）

ただいま、橋爪委員から御指摘がありましたように、伝統産業につきましては後継者育成というのがある、目に見える方向では映像化しているような経過ではございますけれども、祭礼の部分でいうと具体的な部分という、なかなか今のところ目に見える形でという部分では難しいところもございまして、ちょうど現在、神輿渡御が復活いたしまして、住吉のほうから、それから堺の宿院頓宮へお渡りがやってくるようになってまいりました。ちょうどことしで10年ぐらいになったかと思っておりますけれども、そういった点で、徐々に息の長い形で、そういった部分で周辺の整備も進んできておりますので、そういった部分で、祭礼についても目に見える形で、育成というよりも引き継がれていくというようなことができいくんじやなかろうかと考えております。

増田会長

よろしいですか。

橋爪委員

そういう話が右のほうにあって、また別の項目に入りますが、まちなみ再生事業とかの効果もあって祭礼に対する意識が高まっていくようなことがプラス評価でうまく書いていただけると、左の方針・課題と右側の整合性がとれると思います。

今後のことに関しましては、特に4年が終わって5年目で、幾つかの事業が節目で、次に向けて計画の見直しという話じゃなくて、新しい視点の施策とかも、この場で申し上げるのが適切かどうかわかりませんが、今後、考えられるべきものがあるとしたら検討いただきたいと。

個人的な意見を申し上げますと、前から申し上げていますが、自転車道のデザインが歴史に全然配慮されないことがしばしばあります。私がデザインをアドバイスしました、御堂筋の難波と千日前の間のところは、青のラインは絶対よくなくて、石畳風のグレー、それは周辺のほかの整備もあわせて割と落ちついたデザインにした。自転車道、今後よいデザイン、ますます、どこからどこまでがどうかという話ではなく、前からの話で。

あと夜間景観とかをどうしていくのか。古い町家の再生を進める中で、基本的に江戸時代は電気照明

はなかった建物を、夜いかに美しくするかということ、どう見せるかが各自治体の課題で。ただ、照明技術が年々進歩しているので、いろんな演出の仕方というのはあります。

御陵周辺部の夜間の景観のあり方というのは、本当は工夫がいろいろ。世界中の世界遺産の中心市街地の町並みというのは、この数年、また夜景のつくり方というのは、新しい試みが多々出てきておりますので、ライトアップとかイルミネーションの話じゃなくて、古墳周辺部の夜の景色をどう考えるか。方針があればよろしいですが、ないならちょっと考えていただければなど。

以上です。

増田会長

ありがとうございます。

田村委員、どうぞ。

田村委員

自転車道の色は、私もむちゃくちゃ初めから実は気にしていました。見渡すとそういう人はおらんのですよね、自転車は来てないな。私は事務方を代表して申し上げますが、本当に私個人は非常に気になってました。ただ、自転車道、自転車レーンというのは、警察との相談が非常にあるんですが、物すごく最初は拒否的だったんです、やること自身。実験させてくれ、それもだめという。そのあたりでやり出したもので、あんな色を使っております。今後50キロぐらいやりますので、これから本格的にどんどんやっていきます。そのときに色の話が本気で、私個人も気にしている点でありますので、今後よく考えていきたいと思えます。御堂筋も、よく勉強させていただきたいと思えます。

橋爪委員

あと色とサインを。

田村委員

サイン。

橋爪委員

御堂筋も新しいサインつくったんです、今回。それがいいかどうかはさておき、考えていくべきかなと。

それと自転車道を、道路の左右につけて一方通行に、大体そうなるんです。

田村委員

道交法上はそうなってますね。

橋爪委員

そのときに、一方通行なんで、両面通行してはいけませんというまた看板が汚い。まず、自転車乗る

方のルールとかもあるんですが、そういう注意事項つけて何か、だから、ちょっとデザインだけの話じゃなくて、自転車利用される方。あと自転車道つくったけど駐停車している車がたくさんいると、これを自転車が追い抜くんですね。このときに反対向きに走っていると本当に危ない。車で行って、車の前から自転車が向こうから来るというのは危ないので、交通の計画全体でいかに自転車道を整備される、駐停車禁止、ちゃんと守ってもらわんと。でもバスがバス停とまったら、自転車また追い抜くでしょう。追い抜くのはよくない。非常に危険だと思います。

それと歴史的環境整備とあわせてですね。自転車道整備をしてください。

宗田委員

ちょっといいですか。ヨーロッパの歴史として世界遺産になってる、トータルデザインをしているんです。自転車道もそうですが、最後、いろいろ道路交通標識まで警察と協議してやるというぐらいで、いわゆる公共の部分ですね、道路舗装もそうだし、照明もそうだし、公共建築もそうだけど、その部分で町をきれいにしてきたというのが大事ですけど。京都でよくわかるんですが、町家はそのままなんです。町家じゃないマンションとか、普通のオフィスビルとか、道路とか歩道とか街路樹とか照明、バス停のデザインとか、放置自転車の違反看板とか、全部トータルコーディネートしてあって、そこに格子風の焦げ茶色の金属でつくった、それが使っているから町家のデザインがトータルにリピートされて、全体が調和する。田村副市長の時代にですよ、堺にトータルなデザインコーディネートをぜひやっていただきたいとお願いしときます。

田村委員

頑張りたいと思います。なおかつ、事務方のほうも建設局を次回から入れるように、建設局は誰か来てるのかな。来てないの。

事務局（島田）

はい、来てないです。

田村委員

建設局入ってもらえよ。もらえよじゃなくて、もらうのがいいと思います。

宗田委員

建設局が一番予算を持ってるんですよ。その予算をちょっとデザイン向上してくれるだけでかなりたくさん変わってくる。道路管理、皆持ってますから。放置自転車の撤去看板でも、ちょっとデザインをするだけでも、建設局にしてみたら大した予算じゃないんですよ。そんなに。

増田会長

そうですね、それに関連して言おうかなと思ったんですが、この3年間やった総括表なり取り組み、どこかワンストップで見えるコーナーが市役所にあるのかどうか。これは、基本的には市民に対するサ

ービスと同時に、行政の方々が今、堺で歴史風致維持向上でいろんな事業が動いてますよというのを本当の意味で周知徹底されているのかどうかと。どこかでそういうワンストップ的なコーナーがあって、歴史まちづくりに対してこんな事業が堺の中で動いてますよという、今日いただいた資料にプラス、中にいっぱい資料がついてますよね、その辺あたりがビジュアルな資料も含めて、そういうものが本当にワンストップで見えるようになってるのかどうかと。これだけ多岐の部局にわたると、どこの部局でどんなことが動いているのかというのがお互いに知らないというようなことになってないやろかと。市民に向けてと同時に、行政の方々に向けての情報発信をぜひしていただきたいなど。

よくこういう計画をつくったり、あるいは景観形成の計画をつくると、市民への啓発活動は結構やるんですが、藤井寺市は2回ほど職員向け研修会をやってもらいました。そうしないと、なかなか職員の方々が、あることすらわからない人もたくさんいらっしゃる。というので、そういう研修を去年、世界遺産登録に向けて、そんな試みをしていただいたんですが、そんなのもぜひ必要ではないかなと。

橋爪委員

堺市の景観行政を全部きっちり勉強してないかもしれないですが、景観重要公共施設の指定はされているのでしょうか。

事務局（前田）

今現在、指定をしているのはございません。

橋爪委員

ないんですね。要は歴史的に核となる河川とか道路とかを景観重要公共施設と指定すると、行政の縦割りを抑止させる話になると思いますので、何らかの形で、必要なところはそういう考え方も都市景観整備上は必要なんじゃないかと思います。意見です。

田村委員

役所の中では、かなり説得力があるのは、ここもやってるよ、あそこもやってるよという事例を言うと、うん、そうすると堺もと、こうなるんですが、今おっしゃったような指定というのは、指定市とか大きい都市で、どんな状況ですか。

橋爪委員

大阪市が、ようやく昨年新しい計画入れて、道路は御堂筋、河川は土佐堀川と淀川、堂島川を取り入れて、公園は中之島公園を景観重要公共施設にしたというのは、周辺の民間に対して、こういうふうには誘導する前に、行政みずからが優れたものにするために、要はこのエリアのここだと、昔の美観地区的な中における公共部分をちゃんとしましようというふうな。

田村委員

京都、神戸はどうですか。

宗田委員

京都は、そもそも鴨川、失礼、京都府が鴨川条例をつくって、鴨川的美装化をやりましてね、その後今大川の話が出てますけど、琵琶湖・淀川水系の美観に関して近畿地方整備局が滋賀県、京都府、大阪府で十何年間かけて私も委員してやって、中之島かいわいというので国がやっているところ、市がやっているところ、府がやっているところ順にしてきたので、そういうのがあって、それを見て景観重点公共施設の制度ができてきて、京都市では確か岡崎の公園で幾つか使われている。

狭間委員

ああいう田の字全体を巻いてるとかいうことはないんですか、京都に、いわゆる。

宗田委員

田の字は京都市役所とか幾つかありますけど、そんなに公共施設は多くなくて、あと番組小学校ぐらい。そこはだから別の景観規制で厳しくしてますけど。

狭間委員

規制してるだけということですね。

田村委員

神戸はやってませんか。

増田会長

もともとは都市景観行政のスタートが税関線の規制ですから、神戸の。それに対しては各部局、植栽管理から全部一貫して展開されてるから、そのクスの剪定なんかは透かし剪定で、もっさりしたクスのじゃない展開論を。まず、各部局は全部、協働して道路管理というんですかね、税関線の景観形成の整備はやられています。

橋爪委員

御堂筋は両側は美観地区でかかっているんだけど、道路は何だと。

増田会長

そうですね。

橋爪委員

道路のとこだけ景観重要公共施設に今回はどうだろうか。河川も公園ってね、両側河川部とかは面的に誘導できるけど、河川とかそのものを施設に位置づけるというのはなかなか。それは堺市、政令市が指定しながら府の管理してるところを指定できるかという話になってる。かなり調整が必要だと思われ

ますが、世界遺産のバッファー的なエリアとかいうものを公共的なところは、行政みずからよいものにするという姿勢を示す上でも。

増田会長

はい、ありがとうございます。

宗田委員

横浜と神戸は都市デザイン室というのをやってまして、横浜の都市デザイン室を、私が説明するのをやめますけど、田村副市長がよく御存じなんで。あれが例えば三菱地所と組んで、MM21をやったことによってトータルコーディネートができたいい例だと思います。多分、堺市にも都市デザイン行政についての取り組みが必要だろうなという流れですよ。

増田会長

ありがとうございます。

狭間委員、どうぞ。

狭間委員

少し話が変わるんですけど、冒頭、宗田先生が、例えば町家再生、町家の表面の看板建築を直すだけではなくて、例えば間取りであったり中をきっちり調整した上で再生していくというお話をされてましたよね。自分たちの堺市のことで恐縮ですが、結局、総括評価で代表的な事業の質の評価という部分、適切に実施されたかというところだけをとれば適切に実施されてるんですが、その質そのものが評価できてるかという、まだ3年、4年ですのでこれからではあるんですが、例えばたくさん、何件しましたとか、たくさん人が来ましたというのは実は質の評価ではなくて定量評価なので、何がなされたかという質をどう評価していくかというのは、いわゆる歴まちづくりの中でどの程度中身を検証していかないといけないかというのがなかなか難しいところだなと思ってるところです。

10年たてば、やっぱりきっちりと質の評価を本来しないといけないと思いますので、今の段階で、どこまできっちりと中を評価していくのかというので、何かアドバイスというか、例えば町家だったら用途転換なんかもどんどんしてらっしゃいますね、京都の場合は。そういう、いわゆる中で何をするかという活動面も含めて、きっちりと評価していくことを積み重ねていくべきなのかというところが私自身もそう思いつつ、なかなかそこまで評価できてないなと思いますが、いかがでしょうか。

宗田委員

質に関しては、例えば町家1つとっても保存形で質を評価する立場と、活用形で評価するのと2つの軸があるんですね。両方軸を立てて評価していく必要があると思いますが、トータルで言うと、この歴史まちづくりというのは歴史文化資源を残して美しい町をつくることによって、その町に移り住んでくれる人がふえるということ。それは特にクリエイティブクラスが集まってきて、クリエイティブシティになっていくことで従来の工業都市がクリエイティブシティに変わってくるというモデルです、都市開

発の。そこまでたどりつかないと質の本当の評価にはならないです。ヨーロッパの都市の中で非常に厳しい保存をやったところでも、クリエイティブクラスが集まってない都市もある。今、だからそこに非常に関心が集まって、どうすれば新しい経済が活発になるぐらいクリエイティブシティになり得るかという話ですよ。

ちょうど昨日NHKの大阪発で関西アップとかという番組で、移住がどのぐらい多いか、どうすれば綾部の事例とか、関西各地の事例を出して、若者がどのくらい住みついているとか、京都でも京都移住計画のところが出ていたんですが、ああいう番組で話題になってくるといのは、どんどん人口が減ってくる中で、それぞれの自治体でどれだけ魅力的な若いクリエイティブなという言い方をしてもいいし、生産年齢人口を確保するとか、子育てのお母さんを確保するか、いろいろ議論はあると思いますが、そこなんです。その競争の中で勝ち抜けるようなものが本来の歴史まちづくりなんです。

狭間委員

歴史まちづくりなんですか。

金沢の武家屋敷村の再生とか、そこに工房なんかをつくって若い人たちを移り住ませているとかいうのがまさにそういう活動。

宗田委員

そうそう。そこでクリエイティブなレストランになったりとか、新しいお酒ができたりとか、ファッションができたり、そういうことですよ。

増田会長

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。

ちょっと私のほうで、先ほど言ったワンストップ化なり、例えばその例としては府立堺工科高校の線香のイベントやってもなかなか拾い切れてないとかそういうことがあって、やはり何らかの意味で歴まちにかかわるエリアでの展開論みたいなやつが気づいた課なり、気づいた行政がそこにデータを放り込んでいけるような器をつくつとかなないと、違う部局でやることが全然把握できないとか、統合化できないということと言うと、できたら極力ワンストップ化していただきたいなというのと。

もう一つは、やはり文化財もそうですが、ザビエル公園の海岸線発掘しているときに迫力あっておもしろいんですね。埋め戻してラインだけの舗装ができてしまったら全くおもしろくないんですね。やっぱり埋蔵文化財なり文化財は調査をしているときに一番迫力があるんで、一番説得力があるので、極力その調査段階をいかに公表できるかと、何回かの見学会ではなくて、常時、調査段階をどう公表できるかとか、どう参画できるかみたいな話と、そのプロセスの。

このごろデータ、かなりデータ化すればかさばらないので、そのプロセスをどうデジタルデータ化なり、データベース化しとくかというあたりが、町家の改修でもそうで、一旦看板とったときの姿というのは結構おもしろくて、そのプロセスをどうデータ化しとくか。それはひょっとしたらでき上がってからそいつを回すだけでものすごく魅力的な説得材料ができると思うので、そのあたり、モニタリングみたいなことはきっちり蓄積していただきたいなと。そんなことが一番、今後、大事になってくるのと

違うかなど。

もう一点、先ほど橋爪委員から出た定点観測。これは例えば大阪市の緑化の場合には緑視率の向上というのをデータとして入れたもんですから、どの地点からどっち向きの角度で、どの画像で写真を撮るか毎年決めて、毎年撮り続けるわけですね。そうすると緑量がふえましたか、ふえませんかという形で、そういう単純な話ですね。特に眺望点として見るとか、視点場の整備なんかもそうで、基本的にはどの角度で、どのカメラの画角で、どの角度でいつの時期に撮り続けるんやと。それをずっと毎年春、夏、秋、冬、4回ぐらいでいいので、手間そんなにかからないので、定点観測をずっとデータ化していただきたいと。

そうすると、それも今言うビフォーアフターであったり、そこがどう育っていったかみたいな、視点場がどう熟成しているのかみたいなのを追っかけると非常におもしろくて。昔みたいに大変じゃないので、その辺はぜひやっていただいたら、貴重な資料になりますし、何かのときの、特にこのごろ現場での解説というよりも、むしろ現場ではバーコードがあって、それを読み込みに行ったら画像へ飛んで、ホームページへ飛んで中身見れるわけで、そういうときの説得材料は全部プロセスがずっと見られるみたいなやつが説得材料になって、現場でのバーチャルリアリティと同時に画像をホームページに飛んだときの魅力性みたいなそのあたり。特に文化財というのは、今一番はにせものよりも、本当の意味の学術的本物性みたいなやつが一番魅力性を持っているわけで、そのあたりの展開論を考えただけであれば今後さらにおもしろいのではないかなど。

はい、どうぞ。

橋爪委員

2点ほど先ほどの話とのことで。

1つ目は、新しい技術とか材料も年々出てくるので、修景に関しても考えていける。何を申し上げているかと、木造の許認可が変わってきて、欧米では木造でかなり、数階建て以上の高層ビルディングができるという方向性があるって、そういうことに対して推奨されつつあるので、堺で都心地などでも木造のシンボリックな建物が多くできてくるであろうということ意識して、我々は、今後3年、5年後ぐらいの技術水準が、新しい材料が普及するであろうということを見越して計画を立てるとするのはあっていいのかなど。それは通信の技術とか含めてかなり変わってくるという点でも。

あと、先ほど申し上げた夜間景観というのが、堺は余り考えておらなかったら、神戸は夜間景観の計画があります、大阪が去年、新しい景観計画をつくる段階で次年度以降、夜間景観のガイドラインをつくるということで、大阪市景観の委員長になってますので、そのあたりは留意点かなど。

宗田委員

木造の公共建築今つくるようにいろいろしてるんですけど、いろいろな地方の文化財関係のところの設計をつくるんですが、設計事務所がないんですよ。木造の3階建てとか、公共建築でできるとか、そういう地元の自治体がどうしても地元の事務所とかに、建設会社に落としたいもんだから木造をやめちゃうんですよ。ぜひ大都会でそういうことができるように、大学と一緒にやってとかということをしてないと、木造は今とてもそんな設計事務所いなくなっちゃってできないんですよ。せっかくそういう制度

を国交省がつくっても。

橋爪委員

町家とか改造して若い人がクリエイティブだという、それも探して、若い人が住みたくなるおしゃれな木造、リノベーションするようだし、最近多いのはゲストハウスとか、町家を宿泊施設に転用するとかあるんですが、新築でも町家風の木質系の新しい宿泊施設とか多々あるんでそのあたりも含めて検討を。

増田会長

そうですね。

多分CO₂削減のパリ協定を本当に守ろうと思うと、やっぱりコンクリート資材の制限をかなり抑制して、かなり木質化が進むと思いますけどね、木造、木質化というのが。外装材にしる内装材にしる、極端にいうと道路の舗装剤にしる、いろんな意味でかなり木質化が進むだろうと。そうしないとCO₂の低炭素型へなかなか対応できなくなりますから。

ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。

はい、田村委員、どうぞ。

田村委員

先ほどおっしゃっていた文化財は発掘現場が一番おもしろいんやと、確かにそうですね。全然、話が変わりますが、淡路島に野島断層が展示してますよね。あれは確かに屋根覆ってましたよね。

増田会長

覆ってますね、たしか覆屋つくりましたよね。

田村委員

そやないもたんですよね。

増田会長

そうですね。

田村委員

うちはどうなん、文化財でそういう発掘現場そのまま残すような展示をどこかでやるなんてことはあり得るんやろか。それは確かに、そこが見えたらおもしろいしね、おもしろいからそれは歴史だと言えますわね。

事務局（野田）

今、大きな集落の遺跡とかはまた別になるんですが、百舌鳥の古墳の整備を進めている中で、整備委

員会の中でも発掘調査で出てる状況そのままで見せられないかという議論も進めております。実際、カビとか保存の問題があるのでどうなるかわかりませんが、一応そういう考えも持って進めております。

増田会長

はい、わかりました。

橋爪委員

近くでなら狭山池がどんと断面、こうあるね。

増田会長

そうですね、切り取って。

田村委員

安藤先生が。

狭間委員

断面、博物館の断面そのものがあるんです。

増田会長

昔の松杭からその上にずっと積み上げてきた。

宗田委員

ローマとかフィレンツェ多いですよ、そういうところで。

増田会長

そうですね。

橋爪委員

大坂城が地下の。豊臣家のありますね。

狭間委員

そうですね。

狭間委員

豊臣大坂城のですね。

増田会長

それが一番迫力があるし、説得力が一番あるんでしょうけどね。

田村委員

考えているようなので、楽しみにしていただければ。

増田会長

ほか、いかがでしょうか、皆さん方。大体時間が来たかと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。今日の話ですが、進行管理あるいは来年度の展開論については、基本的な合意形成はいただいたと。ただし、それにプラス、今後考えていくということに対して、夜間景観あるいは戦略的広告物の転換論であったり、そのあたりもかなり有用な御意見をいただきましたので、そのあたりきっちりと盛り込みながら、これからまた次の3年間、進めていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしたら事務局のほうにお返ししたいと思います。

事務局（司会）

本日は活発な意見交換、また貴重な御意見を賜りまことにありがとうございました。これにて本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。